

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

## 中国人留学生を雇うと源泉徴収は不要になるか？

**Q** 外国人を雇用する際には、就労資格証明書などでの就労可能かどうか確認することと、給与を支払った際の源泉徴収額をどうするかが、気を使うところです。ところで、**中国からの留学生については、アルバイトで給与を支払っても、源泉徴収が不要だと聞きました**が、これはどういうことでしょうか？

### 解説

日本と中国では租税条約が結ばれており、お互いの学生についての取り扱いは他の国に比べて、非常に緩やかになっています。

#### 1. 日中租税条約第21条の学生条項について

##### 第21条の学生条項

**もっぱら教育もしくは訓練を受けるため**または**特別の技術的経験を取得するため**、日本に滞在する**学生等**であって、現に中国の居住者である者または**その滞在直前に中国の居住者であった者が、その生計、教育または訓練を受けるために受け取る給付または所得**については、日本の租税を免除する。

(中国から日本に留学に来た学生を想定して書き換えています。)

##### 第21条の意味

日本に留学している学生が教育を受けるために日本で得た所得に対する所得税を免除するということ。ただし、「**もっぱら、教育を受けるための滞在**」が条件なので、もともと日本に家族と滞在していて、途中から学校に通うケースなどは適用を受けることができません。

#### 2. 学生の範囲

##### 学生の範囲

「学生」とは、「**学校教育法第一条に規定する学校の生徒**」と規定されています。

学校教育法第一条に規定する学校

学校教育法第一条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び高等専門学校などをいいます。**一般の日本語学校などは、原則含まれません。**

#### 3. 租税条約で規定されている学生に含まなかった場合の扱い

居住者の場合...通常の日本人と同様、扶養控除等申告書の提出の有無などにより、**通常の税額表の甲欄や乙欄などで計算**します。

非居住者の場合...所得税法の規定により**20%の税率で源泉徴収**をしなければなりません。

通常、**1年以内の滞在**ならば、**非居住者**となります。

### 要するに...

アルバイトとして外国人を雇用している飲食店などは非常に多いですが、**その雇用した留学生の出身国が中国の場合、一定の要件を満たせば源泉徴収が免除されます**。ただし、源泉徴収以前に就労資格について確認を怠り、不法就労活動をさせた場合は、**3年以下の懲役や300万円以下の罰金**などが課されますので気をつけましょう。